

令和 8 年第 7 回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 1 6 日（木）第 7 回鹿沼市農業委員会総会をそば割烹日晃において開催した。

出席者委員

1 番 田野井 晃 造	2 番 田 島 正 男	3 番 竹 澤 靖
4 番 関 口 清	5 番 高 村 秀 男	6 番 柴 田 忠
7 番 小 林 和 夫	8 番 仲 田 裕 子	9 番 黒 川 幸 昭
1 0 番 奈 良 茂 男	1 1 番 早乙女 八重子	1 2 番 神 長 守 雄
1 3 番 松 井 研 吉	1 4 番 小 平 敏 男	1 5 番 安 生 芳 子
1 6 番 神 山 卓 也	1 7 番 金 子 重 博	1 8 番 大 森 用 子
1 9 番 青 木 正 好		

（19名）

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 羽 山 好 明	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 任 石 田 妹
	主 事 半 田 まゆか	
経済部農政課	主 事 高 橋 千 諒	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番から 6 番、1 0 番について、申請の取り下げがあったため削除を依頼した。次に議案第 3 号の「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」の 2 番、3 番、7 番、8 番、1 2 番について、申請の取り下げがあったため削除を依頼した。次に議案第 3 号の「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」の 1 番、1 1 番の修正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午後 4 時 0 0 分に令和 8 年第 7 回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第 1 の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

9 番 黒 川 幸 昭 委員、 1 7 番 金 子 重 博 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買の許可申請が3件提出されました。別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎神長守雄委員 7番の茂呂の件は、●●さんから、●●さんへの売買の申請になります。茂呂公民館の北側に当たります畑でございます。地目が山林なので、農地法第3条を適用して、取引したいということで、申請がありました。よろしくお願いいたします。

◎松井研吉委員 8番深津の件は、●●さんから●●さんへの所有権移転になります。●●さんは、実家は●●さんの2軒隣なのですが、現在は群馬県に住んでおりまして、農地を売りたいということで、●●さんと話しをしたようです。事務局の説明の通り問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎青木正好委員 9番の件は、●●さんより●●さんへの売買になります。●●さんは●●さんから今回買う田んぼの横でも現在飼料作物を作っておりまして、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無い場合承認について諮り、7番から9番について許可することを決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は、上永野において、●●さん申請の、「住宅敷地」への転用であります。申請地は、周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。なお、当該地は既に長期間にわたり宅地として利用されていたため、始末書をつけさせています。以上、4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしま

した。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎黒川幸昭委員 去る7月10日に事務局2名、金子委員と私の4名で見て参りました。今回1件ということで、この1件が一般個人住宅用地の目的利用申請です。先ほどお話がありましたように、もうすでに建物が建っているということで、始末書は必要と見て参りました。以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎金子重博委員 1番上永野の件は現地調査委員と事務局の報告の通り、すでに建物が建っており始末書つきの案件になりますが、問題ありませんのでご承認のほどお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたしますが、昨日、営農型太陽光発電設備で申請を予定していた●●さんの案件が取り下げとなりました。先方から取下げに至った理由及び謝罪文が届いておりますので、申請者に代わり永嶋が代読いたします。この度は、総会直前という大変ご多忙な時期にもかかわらず、砂置換工法にて申請しておりました案件につきまして、急遽、審査保留をお願いすることとなり、多大なるご迷惑をお掛けいたしますこと、心より深くお詫び申し上げます。今回に至った経緯につきまして、ご説明申し上げます。まず、本圃場において営農型太陽光発電設備を計画していること自体に変更はございません。変更理由といたしましては、砂置換工法による施工について、実際の施工方法を改めて確認した結果、施工時に確認すべき事項が判明したためです。具体的には、掘削した穴が施工中に埋没する可能性があること、また、掘削時に地中の砂利層等が掘り上げられ、農地の表土と混在する可能性があることなど、営農への影響も含めて慎重に確認すべき事項が生じました。これらの事項について十分な確認及び整理が完了するまでは、本工法の採用を断言できる状況ではないと判断し、一旦申請の審査保留を依頼させていただきことと致しました。今後は、これらの課題について確認を進めるとともに、必要に応じて他の補強工法も含めて検討を行い、施工方法が確定した段階で改めてご連絡させていただきたく存じます。総会直前という時期にこのようなお願いを差し上げることとなりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。大変ご迷惑をお掛けし誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。以上が、申

請者から送られてきた文章になります。文章の中で審査保留という言葉が使われていましたが、今回の件は、審議の中で疑義が上がり決が取れないという趣旨の審査の保留ではなく、申請者側の都合ということであり、申請自体をなかったこととして扱う、申請取下げに該当すると申請者に説明をしました。文章にもありましたが、計画自体に変更はないが、ソーラーパネルの設置方法について慎重に検討し、施工法の安全性等が確認できた段階で改めて申請をするということでもあります。以上が今回の取下げに係る説明であります。

それでは、改めて5条許可申請の説明を行います。1番は、富岡において、●●さん申請の、「農地改良」等への一時転用であります。申請地は、周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地区分は「第2種農地、その他の農地」に区分されます。4番は、武子において、●●さん申請の、「太陽光発電設備」への転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、「第2種農地、その他の農地」に区分されます。5番は、高谷において、●●さん申請の、「園芸用土採取」への一時転用であります。申請地は、周囲を畑、道路及び雑種地に囲まれた農地であり、農地区分は農地の広がりがある「第1種農地」に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。6番は、上奈良部町において、●●さん申請の、「一般住宅」への転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりがある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。9番は、茂呂において、●●さん申請の、「一般住宅」への転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりがある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。10番は、深津において●●さん申請の、「一般住宅」への転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりがある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。11番は、南上野町において、●●さん申請の、「園芸用土採取」への一時転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、「農振農用地」であります。以上、5条転用7件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎金子重博委員 7月10日に私と黒川委員、羽山事務局長、永嶋主査の4人で現地調査を行いました。議案第3号については、番号1番から12番までとなっておりますが、先ほど事務局より報告があった通り、2番、3番、7番、8番、12番は取り下げとなりました。その他について現地に問題となる状況はいずれもありませんでしたので報告いたします。

◎議長は、現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 現地調査委員と事務局の報告の通り、問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎田島正男委員 5番の高谷の件は、高谷の●●さん●●さんから、高谷の●●さんへの賃貸借権による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告の通り、問題ありませんのでご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎仲田裕子委員 6番の上奈良部町の件ですが、事務局と現地調査員の報告の通り、特に問題ございません。分家住宅ということです。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎神長守雄委員 現地調査員また事務局の報告の通り、問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

◎松井研吉委員 10番深津の件は、深津の●●さんから深津の●●さんへの使用貸借権設定になります。現地調査員の報告の通り、問題ありませんのでご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎小平敏男委員 11番南上野町の件は、●●さんから●●さんへの園芸用土採取のための一時転用になります。先ほどの現地調査員の報告の通り問題ございませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番と4番から6番、9番から11番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号、議案第5号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第4号、議案第5号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和8年6月30日付けで、農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には、機構・受け手間契約、一括契約について記載しております。機構・受け手間での計画が、1件、2筆、6,177平方メートルとなっております。一括での計画が、7件、21筆、4,532.77平方メートルとなっております。以上の計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願い

いたします。

◎議長は、議案第4号、議案第5号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第4号の1番、議案第5号の2番から8番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（農政課高橋主事） 議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）」について、説明させていただきます。農政課では申出案件について現地調査を行いました。今回除外の申出のあった案件、番号1番について説明いたします。下奈良部町、●●さん申出の『事業用敷地』です。場所はみなみ町地内『栃木県立鹿沼南高等学校』から北東へ約350mに位置しています。利用予定者は●●さんで、土地所有者は、東京都在住の●●さんです。本申請は、申請地に隣接する土地で●●さんが運営している、●●さんの事業敷地を拡張目的としたものです。昨今保護すべき児童が増加していることや、ケアの方針が見直され、大規模施設を小規模グループケア等に再編する必要があることから既存の施設では設備が不足しており、今回申請するに至りました。既存施設と新築施設間での職員や、施設に配置されている医師などの専門職員の行き来が必要なことなどから既存施設の隣地である当該申出地を選定しました。除外面積は1筆で1,462㎡、北を宅地、東を雑種地、南と西を畑に接しています。選定経過から他に代替地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われます。以上で、農振除外の案件について説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎黒川幸昭委員 いわゆる農振除外の申請です。現在の下奈良部町地内に●●を経営しています。その隣接地に分園またはグループホームを設置したいということです。面積的には1,462㎡で、その中に、2棟の平屋の建物を建てるという計画です。ご審議のほどをよろしくお願いたします。

◎議長は、議案第6号について質問を求めたが、質問が無いため、鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）についての承認について諮り、異存なしと決定した。

◎議長は、議案第7号「鹿沼市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（石田主任） 議案第7号「鹿沼市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施

要領の一部改正について」説明させていただきます。本議案は、毎年行っている農地パトロールの実施要領について、近年の制度改正等をうけ、一部改正を行うものです。議案書16ページから17ページは、改正案でございます。具体的な改正箇所については、議案書18ページをご覧ください。変更点は、大きく2点です。1点目は、令和3年に荒廃農地調査との統合がされたことによるものです。第3条の「また、本調査は、荒廃農地調査も兼ねていることから、市農政担当職員や農業団体等とも協力して実施する。」という文を削除し、市農政課職員の協力については、その前の文に記載しました。また、同条第1号のカッコ内の「荒廃農地調査を含む」という文言も同様に削除します。2点目は、「農業経営基盤強化促進法」及び「農地中間管理事業の推進に関する法律」が令和5年に改正されたことによるものです。第3条第3号、「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認」を「農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律による利用権設定等農地の履行状況の確認」に変更いたします。なお、以上の改正案は、一般社団法人全国農業会議所から周知されている、「令和8年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領」内で例示されている実施要領の例を参考にしています。説明は以上です。

◎議長は、議案第6号について質問を求めた。

◎柴田 忠委員 新しい案では市の農政担当職員というのが新たに加わったんですか？今までの農地パトロールは、農業委員と最適化推進委員で主にやっていたと思うのですが、市の農政担当職員またはそれ関係する方が入ってきたわけですか？この趣旨は何かありますか。

◎事務局（石田主任） 農地パトロール利用状況調査については、この右側旧の方でもですね、こちら地域農業に精通したものや農業団体との協力を経て実施するという形になっております。今回、市の農政担当職員の方につきましても、もともとは荒廃農地調査の方に協力する旨が書かれてたものを、実際は統合されていることからそれを1つの文書にまとめるような形とさせていただきました。従来より協力依頼していたものを、文章的にまとめたような内容となっております。

◎柴田 忠委員 前の実施要領ですと、荒廃農地の調査等というのには、既に行政担当職員というのが入っていたんですか？

◎事務局（石田主任） 荒廃農地調査等もかねていることから市の農政担当職員や農業団体等とも協力して実施するという形で文言で入ってございました。

◎議長は、議案第7号について質問を求めたが、質問が無いため、鹿沼市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正についての承認について諮り、異存なしと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請して午後4時50分

に閉会を宣した。

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和8年7月16日

議 長

署名委員

署名委員
